



消防同意について(お願い)

消防同意は消防法により審査日数(4号建築物:同意を求められた日から**3日以内**, 1~3号建築物:同意を求められた日から**7日以内**)が規定されており, その起算日は申請書を受け付けた日の翌日を1日目(土, 日, 祝日を含む。)とし, 同意期間の終了日が土曜日, 日曜日その他の閉庁日(祝日)に当たる場合は, 翌開庁日が終了日となります。また, 審査期間中に図書等の不備がある場合は, 通知した日の当日から図書が補正されるまでの間は, 同意期間から除かれます。

早急に消防同意が必要な申請については同意審査に必要な日数を考慮頂きまして, 早期に, ご申請頂けますよう皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 消防同意は, 建物からの火災を予防し, もしくは火災から人命や財産を守るために, 工事計画の段階で消防機関が防火に関する立場から防火対象物の安全性や有効性の確保について念入りにチェックし, 予防行政の目的を達成しようとするものです。

消防同意提出先

志布志市志布志町及び有明町, 曾於郡大崎町の建築物

→ 志布志消防署 志布志市志布志町志布志428番地2

曾於市全域及び志布志市松山町の建築物

→ 曾於消防署 曾於市大隅町岩川5950番地

消防同意受取先

消防本部予防課 曾於市大隅町岩川5950番地